

## 株式会社 ケアワーク北多摩運営規定

(株) ケアワーク北多摩の指定訪問介護業務を遂行していく上で、下記の通り運営規定を定めて業務を円滑に推進していく。

### (事業目的及び運営の方針)

第1条 (株) ケアワーク北多摩が開設する指定訪問介護事業所 (以下「事業所」という。) が行なう指定訪問介護の事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者 (以下「訪問介護員等」という。) が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行なう。

- 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連帯を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 株式会社 ケアワーク北多摩  
所在地 東京都西東京市田無町五丁目 8 番 15 号

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

管理者 1名 (常勤職員)、 管理責任者 1名 (常勤職員)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なうとともに、自らも指定訪問介護の提供にあたるものとする。

- 2 サービス提供責任者 介護福祉士 9名 (内リーダー1名)  
1級課程修了者 0

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係わる調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行なう。

- 3 訪問介護員等 常勤換算 2.5人以上

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供にあたる。

- 4 事務職員 1名 (常勤嘱託職員1名)

事務職員は、必要な事務を行なう。

(営業及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日  
但し、日曜日、祝日及び12月30日から1月4日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時00分から午後5時15分までとする。  
但し、土曜日は、午前9時から午後5時までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスである時は、その1割、2割及び3割の額を徴収する。

- ※1 初回および2ヶ月以上間を空けてサービスを利用された場合で、初回時に担当サービス提供責任者がサービスを実施又は他のサービス従業者の同行訪問指導をした場合。
- ※2 利用者またはその家族等からの要請に基づき、ケアマネジャーと連携し予め計画された以外の身体介護サービスを緊急に行った場合。
- ※3 ご利用者の身体的理由により1人の訪問介護職員等による介護が困難と認められる場合など、やむを得ない事情で、かつ、ご利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

**【時間外サービス】**

昼間(午前8時から午後6時まで)以外の時間帯でサービスを開始する場合は、次の割合で利用料が割増になります。

提供時間帯	早 朝	夜 間	深 夜
時 間 帯	6時～8時	18時～22時	22時～翌朝6時
加 算 割 合	25%	25%	50%

2 介護予防・日常生活支援総合事業の内容は次のとおりとし、日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスである時は、その1割、2割及び3割の額を徴収する。

3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行なう指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事務所から、片道おおむね10km未満 1,000円

(2) 事務所から、片道おおむね10km以上 2,000円

4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、西東京市、東久留米市、武蔵野市、練馬区（大泉、関町、石神井地区、立野町）、の区域とする。

（その他運営についての留意事項）

第9条 訪問介護事業所は、介護職員、サービス提供責任者等の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続研修 年5回

2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

4 利用者等の苦情に対して苦情窓口を設置して対応する。

5 書類の保存期間は、利用者の終了後原則5年間とする。

6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、(株)ケアワーク北多摩と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

改定された規程は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

改定された規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

改定された規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

改定された規程は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

改定された規程は、平成 22 年 2 月 8 日から施行する。

改定された規程は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

改定された規程は、平成 23 年 1 月 4 日から施行する。

改定された規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

改定された規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

改定された規程は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

改定された規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

改定された規程は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

改定された規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

改定された規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

改定された規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

改定された規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

改定された規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

改定された規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

改定された規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

改定された規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

改定された規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

改定された規程は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。